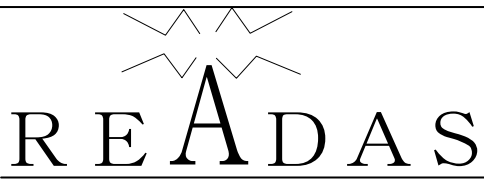


|                |  |  |
|----------------|--|--|
| 第<br>5242<br>号 | <br>リーダスクラブ | 1994年1月6日創刊・毎日発行                         |
|                |  | リーダスクラブFAXニュース<br>(2015年)平成27年 6月 9日 火曜日 |

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 👉 調査の事前通知

**Q**：税務調査が行われる場合は、事前に通知があるのですか？

**A**：原則として通知されますが、一定の場合には、ないこともあります。

### 【解説】

調査官が実地調査が行う場合は、原則として、調査の対象となる納税者に対して、調査開始前に時間的余裕を置いて、電話等により、実地の調査を行う旨、調査を開始する日時・場所や調査の対象となる税目・課税期間、調査の目的などを通知することとなっています。

ただし、申告内容、過去の調査結果、事業内容などから、事前通知をすると、①違法又は不当な行為を容易にし、正確な課税標準等又は税額等の把握を困難にするおそれ、又は、②その他、調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると判断した場合には、事前通知されないこともあります。

なお、事前通知が行われない場合でも、調査の対象となる税目・課税期間や調査の目的などについては、速やかに説明することとされていますが、事前通知を行わないことについての理由を説明することとはされていません。

また、事前通知が行われなかったことについて納得できない場合であっても、不服申立てを行うことはできないこととなっています。

